日本証券業協会

国際サステナビリティ基準審議会 公開草案に対するコメントについて

日本証券業協会¹(以下「本協会」という。)は、国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board: ISSB、以下「ISSB」という。)が 2022 年 3 月 31 日に公表した公開草案 IFRS S 1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」[案](以下「S 1 基準案」という。)及び IFRS S 2 号「気候関連開示」[案](以下「S 2 基準案」という。)に対し、意見表明を行う機会を得られたことに感謝いたします。

本協会は、気候変動をはじめとする環境、社会、ガバナンス(ESG)リスクを含むサステナビリティ関連情報の経済的及び財務的影響に対する認識が高まっていることをうけ、これまでもそのような課題に取り組んでまいりました。とりわけ、本協会は、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示は、一般目的財務報告の利用者が企業価値を評価し、企業に資源を提供するかどうかを決定する際に有用であると認識しています。今回、ISSBがグローバルのベースラインとして位置付けられるサステナビリティ関連財務情報開示の基準開発にご尽力されていることに敬意を表します。

本協会では、証券会社が資本市場における仲介機能及び市場のゲートキーパーとしての役割を担っていることから、公開草案に対して作成者及び利用者の両方の立場で検討を行いました。本協会は、提案された公開草案がより実効性のあるものとなり、一般目的財務報告の利用者による企業価値の評価に資するよう、会員証券会社から寄せられたコメントを提出いたします。基準開発にあたり、考慮頂きますようお願いいたします。

¹日本証券業協会(日証協)は自主規制機関であり、また行政当局を含む様々な利害関係者との間の対話を円滑にする業界団体としての双方の機能を有する機関である。その法的地位は内閣総理大臣により認定された金融商品取引業協会であり、その機能はそれぞれ独立して運用されている。日証協は日本で活動する約490社の証券会社及び証券業務を行う登録金融機関から組織されている。

1.「グローバル・ベースライン」としての基準開発

IFRS 財団が提示している「グローバル・ベースライン」の考え方に基づく基準開発に賛成する。ただし、IFRS サステナビリティ開示基準がグローバルに広く利用されるためには、以下の改善を要する。

(1) 原則主義

IFRS サステナビリティ開示基準が IFRS 会計基準のように全世界的に適用されることを志向するのであれば、S1 基準案及び S2 基準案の冒頭で原則主義のアプローチを採用することを明記した上で開示目的を設定し、開示要求の文言は必要最低限に留めるという原則主義に基づき、企業の判断による柔軟な開示を認めるべきである。なぜなら、「ビルディング・ブロック・アプローチ」においては、本基準は IOSCO 加盟各国の現地基準における最低限の開示要求を形成し、それに法域固有の開示要求を上乗せする仕組みとなっており、柔軟性を確保するほうが多くの法域において受け入れやすく適切と考えるためである。

なお、原則主義に基づく基準とするが、多くの法域が受け入れ、かつ開示の質を高めていくためには、TCFD 提言のようにガイダンスの充実が不可欠と考える。

(2) 開示要求の修正

「ビルディング・ブロック・アプローチ」のもと、IOSCO 加盟各国の現地基準の最低限の開示要求事項として、多くの法域に受け入れられるためには、以下の開示要求事項の修正が必要である(S1 基準案・S2 基準案の各質問の回答をご参照)。

- S1 基準案: サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別(質問 7)、財務諸表と同時かつ同一期間の報告(質問 9)、情報の記載場所(質問 10)及び準拠表明(質問 12)
- S2基準案:気候関連のリスク及び機会の識別(質問3)、産業横断的指標(質問9)及び産業別開示要求(質問11)

(3) 発効日の猶予(段階的適用)

作成者にとって新たな開示対応が発生する開示要求については、発効日を猶予し、段階的に開示の実現を図ることが適切と考える(S1基準案・S2基準案の各質問の回答をご参照)。

- S1 基準案:バリュー・チェーンに関する開示要求(質問 5)、コア・コンテンツの「戦略」及び「指標と目標」(質問 4、S2 基準案のうち発効日を猶予する開示要求については S1 基準案における手当ても必要)。
- S2 基準案:バリュー・チェーンに関する開示(質問 4)、移行計画とカーボン・オフセット(質問 5)、短期、中期及び長期の財務的影響(質問 6)、気候レジリエンス評価(質問 7)及びスコープ 3 排出(質問 9)

なお、S2 基準案の産業別要求事項の最終化にはグローバルで時間をかけた議論が必要である。

2. 「重大な(significant)」の定義及び「重要性がある(material)」との違いの明確化

● 「重大な (significant)」の定義とともに、「重要性がある (material)」との違いの明確化が必要と考える。 S1 基準案 BC 第 40 項では「重大な (significant) リスク」の定義がなされているが、基準本文に定義する ことで、首尾一貫した解釈を確保すべきである。また、「重大な (significant) 機会」についても、同様に 基準本文に定義すべきである。

この点について、IFRS 実務記述書第1号「経営者による説明」公開草案の付録Aでは、「企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠である事項」として「主要事項(key matters)」が定義されている。この概念を重大なサステナビリティ関連リスク及び機会の特定方法の明確化に利用できる可能性が

ある。

● また、「重大な(significant)」についても、定義の明確化にあたり時間の概念を考慮することが必要である。 S1 基準案では「重大な(significant) サステナビリティ関連のリスク及び機会」の識別や指標に産業別開示要求が採用されているが、これらについて ISSB は時の経過に応じた「重大な(significant) リスク及び機会」の変化の可能性を考慮した対応が必要になると考える。

3. サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別のプロセスの明確化

- SASB スタンダード及び CDSB の公表物の適用は、S1 基準案 BC 第 68 項では企業に対する正式な要求事項ではなく「良い実務(good practice)」とされている。したがって、これらのガイダンスを「例示」としての位置付けを明確化した上で、S1 基準案第 51 項の「考慮義務(shall consider)」を原則主義に基づき「考慮可能(may/can consider)」に変更し、企業の重要性(materiality)の判断を尊重すべきである。これにより企業の過大な開示負担を軽減できると考える。
- S1 基準案第 51 項の IFRS サステナビリティ開示基準の一部を成す「開示トピック」(付録 A の定義では SASB スタンダードの定めによるものを想定)の「参照義務 (shall refer)」についても、「参照可能 (may/can refer)」に変更すべきである。理由は以下 2 点が挙げられる。
 - 上記1点目と同様、原則主義に基づく基準とし、企業の開示負担を軽減する。
 - ➤ S2 基準案の付録 B は、SASB スタンダードの業種分類や開示トピックが国・法域の状況や企業の事業 内容に適合しない場合も少なくないとみられ、グローバルで時間をかけた議論が必要である。「参照義 務」(shall refer) のままでは、他の開示要求の最終化が遅れる可能性がある。
- 上記 1 点目と同様、IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合 (S1 基準案第 53 項) における同第 54 項のガイダンス等の「考慮義務 (shall consider)」についても、「考慮可能 (may/can consider)」とすべきである。

4. 同時かつ同一期間を対象とした報告(報告の頻度)の見直し

同時かつ同一期間を対象とした報告が望ましいと考えるが、現地の規制要件やデータの入手時期から対応が困難な場合がある。このため、以下を提案する。

- 第一に、報告のタイミングは「同時報告」を原則としつつも、規制当局の要求に委ねることを S1 基準案に 明記することを提案する。ISSB は現地の法令に対して影響を行使しないことが前提にある (S1 基準案 BC 第 16 項) ことから、現地の規制要件や開示制度を踏まえて規制当局が判断することが適切と考える。
- 第二に、報告の期間は財務諸表と「同じ期間」を原則とするが、実務上困難な場合に異なる期間の報告を容認すべきである。例えば、IFRS 会計基準では連結上親子会社間等の決算期につき最大 3 ヶ月の差異を許容しているように、サステナビリティ関連財務情報についても一定の差異を許容することも考えられる。

5. 準拠表明の見直し

現地の法令によって開示が禁止されている場合の救済措置に賛成するが、以下の改善が必要である。

- S1 基準案第 62 項の「現地の法令」に準じて、守秘義務契約に関する内容の開示は求められないことを基準本文に明記すべきである。
- 財務諸表と異なる期間の開示の許容(S1基準案質問9の回答ご参照)及びS1基準案BC第68項(SASBスタンダード及びCDSBの公表物の要求事項を適用しなかった場合でも準拠を主張できる旨の規定)が救済措置として認められることを基準本文に明記すべきである。また、S1基準案BC第85項(「管理していない場合はその旨」の開示により準拠を主張できる旨の規定)は明確化が必要である。

なお、本協会で公開草案のコメントの検討を行ったサステナビリティ基準ワーキング・グループ(以下「本ワーキング・グループ」という。)の議論においては、上記の改善に加えて、「グローバル・ベースライン」として多くの法域での受け入れを可能にするため、IFRS 実務記述書第1号「経営者による説明」公開草案で提案されているような、いわゆる「一部準拠」を容認すべきとの意見も一部みられた。

6. 産業別要求事項に関する慎重な議論の必要性

(1) 全般

- 気候関連のリスクは産業毎に傾向があることから、産業別要求事項を設定することには賛成する。また、 SASB スタンダードを出発点にすることにも賛成する。とは言え、SASB スタンダードの業種分類や開示ト ピック及び指標が国・法域の状況や企業の事業内容に適合しない場合も少なくないとみられ、産業別要求事 項の最終化にはグローバルで時間をかけた丁寧な議論が必要と考える。
- S2 基準案には気候関連以外の環境課題(水資源等)に関する開示要求が含まれ、特に産業別要求事項に多くみられる。気候関連のリスクが気候関連以外の様々なリスクと関連することは理解するが、今後基準開発が進むと重複する恐れがある。S2 基準案作成の段階では質の高い気候関連開示をグローバルに浸透させることに焦点を絞り、気候関連のトピックに限定すべきである。
- この他、多角化企業の業種選択のガイダンスの追加や、時の経過に応じて開示トピック及び指標の目的適合性が変化する可能性があり、今後の見直しのあり方についての検討も必要と考える。

(2) 投資銀行及び仲介(付録 B: B 18 巻)

- 「投資銀行及び仲介活動における環境、社会及びガバナンス要因の組込み」(FN-IB-410a.1、FN-IB-410a.2 及び FN-IB-410a.3)は、S2 基準案の開示目的や範囲と異なる開示要求である。TCFD 提言においても当該開示は求められていない。
- 「移行リスクへのエクスポージャー」(FN-IB-1 及び FN-IB-2)の開示要求に関して、「ファシリテーションに係る排出 (facilitated emissions)」の算出基準はグローバルで議論の段階にあること、またビジネスライン毎の温室効果ガス排出(スコープ 1 排出、スコープ 2 排出及びスコープ 3 排出)の算出は困難であることから、賛成しない。

7. 虚偽記載(法的責任)に関するセーフ・ハーバー及び監査・保証制度の整備

信頼性のある情報開示を実現するためには、見積りや将来情報及びスコープ 3 排出等の虚偽記載(法的責任)に関する免責条項(セーフ・ハーバー)の設定や、監査・保証制度の整備についての議論が必要である。ISSB は各法域の開示制度において開示可能な情報となるよう、各法域の開示制度を考慮し、規制当局と連携して基準開発を進めるべきである。

S1 基準案及び S2 基準案の質問に対するコメントの詳細については、下記を参照されたい。

目次

1. 公開草案 IFRS S1 号 「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項	6
質問 1:全体的なアプローチ	6
質問 2:目的	8
質問 3:範囲	9
質問 4: コア・コンテンツ	
質問 5:報告企業	
質問 6: つながりのある情報	
質問 7:適正な表示	
質問 8:重要性	
質問 9:報告の頻度	
質問 10:情報の記載場所	
質問 11: 比較情報、見積り及び結果の不確実性の源泉並びに誤謬	
質問 12:準拠表明	
質問 13: 発効日	
質問 14:グローバル・ベースライン	
質問 15: デジタル報告	25
質問 16: コスト、便益及び見込まれる影響	
質問 17 : その他のコメント	27
2. 公開草案 IFRS S2 号 「気候関連開示」	28
質問 1:本公開草案の目的	28
質問 2: ガバナンス	29
質問3:気候関連のリスク及び機会の識別	30
質問4:企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスク及び機会の集中	31
質問 5:移行計画とカーボン・オフセット	32
質問 6: 現在の及び予想される影響	
質問7:気候レジリエンス	36
質問 8: リスク管理	
質問 9:産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出	39
質問 10:目標	42
質問 11:産業別要求事項	43
質問 12:コスト、便益及び可能性が高い影響	
質問 13:検証可能性及び強制可能性	
質問 14:発効日	50
質問 15 : デジタル報告	
質問 16 : グローバル・ベースライン	
質問 17:その他のコメント	54

1. 公開草案 IFRS S1 号 「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」

質問1:全体的なアプローチ

- (a) 本公開草案は、企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてについて、たとえ そのようなリスク及び機会が具体的な IFRS サステナビリティ開示基準で扱われていないとしても、重要 性がある (material) 情報を識別し開示することが要求されることを明確に定めているか。その理由又は そうでない理由は何か。そうでない場合、どのようにすれば要求事項をより明確にすることができるか。
- (b) 本公開草案で提案されている要求事項は、その提案された目的(第1項)を満たすことに賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (c) 本公開草案で提案されている要求事項は、IFRS S2 号「気候関連開示」 [案] を含む他の IFRS サステナビリティ開示基準とどのように組み合わせて適用されるのかが明確であるか。その理由又はそうでない理由は何か。明確でない場合、提案のどのような点が不明確か。
- (d) 本公開草案で提案されている要求事項は、監査人及び規制当局が、企業がこの提案を遵守しているかどうかを決定するための適切な基礎となることに賛成するか。 賛成しない場合、どのようなアプローチを提案し、それはなぜか。

(a) 明確に定められていない (Broadly Disagree)

「重大な(significant)」が基準本文において明確に定義されていないため、サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてについて、IFRS サステナビリティ開示基準で取り扱われていない場合でも重要性がある (material) 情報を識別し開示することが明確に定められている、とは言えないと考える。

(b) 賛成しない (Broadly Disagree)

S1 基準案の開示要求は第1項の開示目的を満たすとは言えず、以下2点の改善が必要である。

第一に、第1項の目的の達成のためには、IFRS S1 基準案は、IFRS 会計基準と同様に、原則主義に基づく基準書とし、具体化された開示目的とそれに基づく要求事項、その要求根拠の説明等、必要最低限の文言のみを提供するべきである。それによって、作成者は、基準書に詳細な規定がない、あるいは S1 基準案以外の基準書がない場合であっても、開示目的に照らして自ら開示すべき事項を適切に判断することができる。

第二に、「重大な(significant)」の定義とともに、「重要性がある(material)」との違いの明確化が必要と考える。BC 第 40 項では「重大な(significant)リスク」の定義がなされているが、基準本文に定義することで、首尾一貫した解釈を確保すべきである。この点について、IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」公開草案の付録 A では、「企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠である事項」として「主要事項(key matters)」が定義されている。この概念を重大なサステナビリティ関連リスク及び機会の特定方法の明確化に利用できる可能性がある。

なお、「重大な(significant)」と「重要性がある(material)」の定義と位置付けに関して、IASBボード会議における企業結合 DP(Discussion Paper)の議論(2022 年 4 月)では、開示対象を「重大な

(significant)」企業結合のみとする指摘がなされたが、重要性がある(material)企業結合よりも開示の対象を絞ることを想定しており、ISSB 公開草案で示されている 2 つの文言の位置付けと異なっている。IAS 第 1 号を参照した「重要な(material)」の定義のように、IASB と ISSB の連携による一貫性ある基準設計により、2 つの文言の定義の明確化が必要と考える。

(c) 明確である (Broadly Agree)

S1 基準案の要求事項が、S2 基準案を含む他の IFRS サステナビリティ開示基準と組み合わせてどのように適用されるのかについては、概ね明確である。ただし、以下 3 点の改善が必要である。

第一に、重要性がある(material)情報のみ開示が求められる点は、S2 基準等の他の IFRS サステナビリティ 開示基準の各項目にも明記することが適切と考える。S1 基準案第 60 項では重要性がない(not material)場合 提供する必要がないとされ、他の IFRS サステナビリティ開示基準にも適用されるとみられるが、各開示要求に おいて解釈や判断を迷わせる部分があるためである。

第二に、S1 基準案の「全般的な特徴」を先に規定し、その後に 4 つのコア・コンテンツを規定するほうが、 共通部分が明確になりわかりやすい。

(d) 回答対象外

質問2:目的

- (a) 提案されているサステナビリティ関連財務情報を開示する目的は明確か。その理由又はそうでない理由は何か。
- (b) 「サステナビリティ関連財務情報」の定義は明確か(付録 A 参照)。その理由又はそうでない理由は何か。明確でない場合、定義をより明確にするための提案はあるか。

(a) 明確である(Broadly Agree)

企業価値評価に役立つ情報の開示というサステナビリティ関連財務務報の開示目的は、以下の 2 点を除き明確である。

第一に、サステナビリティ関連財務情報は企業の財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものとされているが (BC 第 6 項及び第 14 項)、両者の組み合わせによってサステナビリティ関連財務開示の目的が達成されることを明記すべきである。

第二に、質問 1 に回答の通り、「重大な(significant)」の定義とともに、「重要性がある(material)」との違いの明確化が必要と考える。BC 第 40 項では「重大な(significant)リスク」の定義がなされているが、基準本文に定義することで首尾一貫した解釈を確保すべきである。この点について、IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」公開草案の付録 A では、「企業が価値を創出しキャッシュ・フローを生み出す能力に不可欠である事項」として「主要事項(key matters)」が定義されている。この概念を重大なサステナビリティ関連リスク及び機会の特定方法の明確化に利用できる可能性がある。

なお、「重大な(significant)」と「重要性がある(material)」の定義と位置付けに関して、IASBボード会議における企業結合 DP(Discussion Paper)の議論(2022 年 4 月)では、開示対象を「重大な(significant)」企業結合のみとする指摘がなされたが、重要性がある(material)企業結合よりも開示の対象を絞ることを想定しており、ISSB 公開草案で示されている 2つの文言の位置付けと異なっている。IAS 第 1号を参照した「重要な(material)」の定義のように、IASB と ISSB の連携による一貫性ある基準設計により、2つの文言の定義の明確化が必要と考える。

(b) 明確ではない (Broadly Disagree)

「サステナビリティ関連財務情報」の定義は明確ではなく、以下2点の改善を要する。

第一に、第3項の「サステナビリティ関連財務情報」の「完全性」、「中立性」及び「正確性」の定義が必要である。また、付録 C の「有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性」は IFRS 会計基準の概念フレームワークの考え方を採用しているとみられるが、第3項との関係性の明示も必要である。

第二に、BC 第 28 項では、企業がサステナビリティ関連財務開示に何を含めるべきなのかは時間の経過とともに変化する可能性があるため、サステナビリティ関連財務情報の定義は意図的に広範なものとなっていると説明され、この点は理解できる。しかしながら、技術的準備ワーキング・グループ(Technical Readiness Working Group: TRWG)作成のプロトタイプ(以下「プロトタイプ」という。)において、「サステナビリティ関連財務情報」の定義に示されていた具体例が S1 基準案では削除されており、作成者及び利用者の理解可能性を高める上では、ガイダンスに例示する等により明確化が必要である。

質問3:範囲

本公開草案における提案は、IFRS サステナビリティ開示基準に基づいてサステナビリティ関連財務情報を作成及び開示する際に適用されるものである。利用者による企業の企業価値の評価に影響を与えることが合理的に予想できないサステナビリティ関連のリスク及び機会は、サステナビリティ関連財務情報の開示の範囲外である。

本公開草案は、どの法域における一般に公正妥当と認められた会計原則(GAAP)でも(IFRS 会計基準でも他の一般に公正妥当と認められた会計原則(GAAP)でも)、一般目的財務諸表を作成する企業が適用できるように作成されたものである。

本公開草案の提案は、(IFRS 会計基準に準拠した財務諸表だけではなく)どの法域における一般に公正妥当と認められた会計原則(GAAP)に準拠していても一般目的財務諸表を作成する企業に適用できるとすることに賛成するか。賛成しない場合、その理由は何か。

質問4:コア・コンテンツ

- (a) ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標についての開示目的は明確かつ適切に定義されているか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (b) ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標についての開示要求は、それらの開示目的に照らして 適切か。その理由又はそうでない理由は何か。

(a) 賛成する(Broadly Agree)

開示目的はグローバルで広く受け入れられている TCFD 提言を基礎としており、明確かつ適切に定義されていると考える。ただし、4 つのコア・コンテンツが今後開発されるその他の IFRS サステナビリティ開示基準全てに適用可能か見通せないため、何らかの留保を追加することを提案する。

(b) 適切ではない (Broadly Disagree)

コア・コンテンツの開示要求は、開示目的を満たすとは言えず、以下5点の改善が必要である。

第一に、開示目的の達成のためには、IFRS S1 基準案は、IFRS 会計基準と同様に、原則主義に基づく基準書とし、具体化された開示目的とそれに基づく要求事項、その要求根拠の説明等、必要最低限の文言のみを提供するべきである。それによって、作成者は、基準書に詳細な規定がない、あるいは S1 基準案以外の基準書がない場合であっても、開示目的に照らして自ら開示すべき事項を適切に判断することができる。

第二に、「重大な (significant)」の定義とともに、「重要性がある (material)」との違いの明確化が必要と考える。BC 第 40 項では「重大な (significant) リスク」とは、経営者が対応するために企業が優先するリスクとされているが、基準本文に定義することで、首尾一貫した解釈を確保すべきである。また、「重大な (significant) 機会」については BC 第 40 項では必ずしも明確ではないことから、同様に基準本文に定義すべきである。

第三に、指標には「第 54 項で識別されたその他の情報源から識別された指標」が含まれるとされているが(第 28 項)、第 54 項では SASB スタンダードに含まれる開示トピックや CDSB フレームワーク適用ガイダンス等の「考慮が義務(shall consider)」とされており(第 54 項)、企業の開示負担の観点から原則主義に基づき「考慮可能(may/can consider)」な「例示」とすべきである。

第四に、「リスク管理」において「機会」を含めることが提案されているが、気候関連開示の TCFD 提言ではリスクのみを対象としており、各社の状況によっては実務の対応がこれからの場合が想定される。したがって、「機会」の評価は義務とせず、企業の判断で「開示可能 (may/can disclose)」とすることが適切と考えられる。

第五に、第34項(c)の指標と目標を再定義する場合における比較数値の再計算については、対象期間を明記すべきである。

質問 5:報告企業

- (a) サステナビリティ関連財務情報を、関連する財務諸表と同じ報告企業について提供することを要求すべきであるとすることに賛成するか。賛成しない場合、その理由は何か。
- (b) バリュー・チェーンにおける活動、相互作用及び関係、並びに資源の利用に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示するという要求事項は、明確で一貫性がある適用が可能か。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、どのような追加的な要求事項又はガイダンスが必要か、また、それはなぜか。
- (c) 提案されている関連する財務諸表を識別することについての要求事項に賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。

(a) 賛成する(Broadly Agree)

サステナビリティ関連財務情報を関連する財務諸表と同じ報告企業について提供することに賛成する。

(b) 賛成しない(Broadly Disagree)

バリュー・チェーンに関する開示要求は明確で一貫性のある適用が可能とは言えず、以下 3 点の改善を要する。

第一に、バリュー・チェーンは報告企業とは異なる測定対象であり、報告企業の範囲より広いため、同じセクションに規定があると混乱を招く。「報告企業」との違いの明確化のため、第 40 項の前にバリュー・チェーンのセクションを新設することを提案する。

第二に、バリュー・チェーンについては、第40項、付録A及びBC第51項において例が明示され、プロトタイプと比較して説明が拡充された。しかし、どこまでを対象とするかについてどう判断すべきかが依然わかりづらく、グローバルの共通基準として実務上の判断にばらつきが出ないよう産業毎のガイダンスが必要と考える。また、バリュー・チェーンの「重要性(materiality)」の判断は時間軸、発生可能性、報告企業の支配外である点から特に複雑であり、この点についてもガイダンスにおいて解説を加えるべきである。十分な解説がなければ、実務上比較可能性が担保されない恐れがあるためである。

第三に、取引先の情報については守秘義務契約を締結している場合や、機密情報に関わる場合があり、開示が困難な場合も想定される。したがって、企業の状況に応じて「開示可能(may/can disclose)」とすることが必要と考える。

上記の改善に加えて、バリュー・チェーンに関する開示要求は、作成者の開示負担を考慮し、発効日の猶予 (段階的適用)が必要である。

(c) 賛成する(Broadly Agree)

第38項は財務諸表がサステナビリティ関連財務情報によって補完されるものとして、報告企業(親会社とその子会社)と同じ報告期間の財務諸表の識別を求める趣旨と理解している。

質問6:つながりのある情報

- (a) さまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会の間のつながりの必要性について、要求事項は明確か。その理由又はそうでない理由は何か。
- (b) サステナビリティ関連のリスク及び機会と財務諸表を含む一般目的財務報告における情報とのつながりを 識別し説明するという要求事項に賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、何 を提案し、それはなぜか。

(a) 明確である (Broadly Agree)

つながりの必要性について賛成する。S1 基準案及び結論の根拠において例示を含めた説明がなされ、プロトタイプと比較して説明が拡充されたが、企業の判断にばらつきがでないよう、例示の拡充等によりさらなる改善が必要と考える。

(b) 賛成する (Broadly Agree)

つながりのある情報の開示要求に賛成する。質の高い開示の実現のため、環境・社会の様々な課題について事例を拡充する等、ガイダンスの充実が不可欠と考える。

質問7:適正な表示

- (a) 企業がさらされているサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示するという提案(情報の集約に関する提案を含む。) は明確か。その理由又はそうでない理由は何か。
- (b) サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに関連する開示を識別するためのガイダンスの情報源に賛成するか。 賛成しない場合、企業はどのような情報源を検討することを要求されるべきであり、それはなぜか。また、代替的な情報源がある場合、本公開草案で提案されているサステナビリティ関連財務情報の開示の目的とどのように整合しているかを説明されたい。

(a) 明確ではない (Broadly Disagree)

サステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示する提案は、以下4点を除き明確である。

サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別のプロセス

第一に、第 51 項の SASB スタンダードにおける開示トピック及び CDSB フレームワーク適用ガイダンス等を「考慮義務(shall consider)」とするのではなく、原則主義に基づき「考慮可能(may/can consider)」とし、ガイダンスをあくまでも「例示」と位置付けた上で、企業の重要性(materiality)の判断を尊重すべきである。これにより企業の過大な開示負担を軽減できると考える。

BC 第 68 項では SASB スタンダード及び CDSB の公表物の適用は企業に対する正式な要求事項ではなく「良い実務(good practice)」とされており、ガイダンスの「例示」としての位置付けを明確化した上で、基準本文に明記すべきと考える。

第二に、第51項の IFRS サステナビリティ開示基準の一部を成す「開示トピック」(付録 A の定義では SASB スタンダードの定めによるものを想定)の「参照義務(shall refer)」についても、「参照可能 (may/can refer)」に変更すべきである。理由は以下 2点が挙げられる。

- 上記 1 点目と同様、原則主義に基づき企業の重要性(materiality)の判断を尊重し、企業の開示負担を軽減するため。
- S2 基準案の付録 B は、SASB スタンダードの業種分類や開示トピックが国・法域の状況や企業の事業内 容に適合しない場合も少なくないとみられ、グローバルで時間をかけた議論が必要である。「参照義務」 (shall refer) のままでは、S2 基準案の付録 B が完成するまで他の開示要求の最終化が遅れる可能性がある。

第三に、上記 1 点目と同様、IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合(第 53 項)における第 54 項 のガイダンス等の「考慮義務(shall consider)」についても、「考慮可能(may/can consider)」とすべきである。

「重大な(significant)」の明確化

第四に、「重大な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会」に関して、「重大な(significant)」の定義がなされず、「重要性がある(material)」との違いも明確化されていないことから、開示要求の解釈にばらつきが出る恐れがある。BC 第 40 項に「重大な(significant)のリスク」の定義がなされているが、基準本文に定義を明確化し、「重大な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会」の識別プロセスを明確化すべきである。また、「重大な(significant)機会」については BC 第 40 項では必ずしも明確ではないことから、同様に基準本文に定義すべきである。

(b) 賛成する(Broadly Agree)

サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに関連する開示を識別するためのガイダンスの情報源に賛成する。ただし、第54項の記載のうち一部は第51項と重複しており、記載の改善を要する。

質問8:重要性

- (a) サステナビリティ関連財務情報の文脈において、重要性(materiality)の定義及び適用は明確か。その理由又はそうでない理由は何か。
- (b) 提案されている重要性 (materiality) の定義及び適用は、時間の経過も含めて、特定の企業の企業価値に 関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会の幅広さを捉えると考えるか。その理由又はそうでない 理由は何か。
- (c) 本公開草案と関連する例示的ガイダンスは、重要性がある (material) サステナビリティ関連財務情報を 識別するために有用か。その理由又はそうでない理由は何か。有用でない場合、どのような追加ガイダン スが必要で、それはなぜか。
- (d) 本公開草案で要求されている情報の開示が現地の法令で禁止されている場合、その開示を免除する提案に 賛成するか。 賛成又は反対の理由は何か。 賛成しない場合、それはなぜか。

(a) 明確である (Broadly Agree)

IAS 第 1 号を基礎とした「重要性(materiality)」の定義は明確であり、「例示的ガイダンス」により判断の適用について解説が追加された。ただし、企業によって判断のばらつきが出ないよう、以下 2 点の改善が必要である。

第一に、BC 第72項に重要性(materiality)の判断を行う際の考慮事項が解説されているが、企業の判断において参考になることから、基準本文あるいは「例示的ガイダンス」において体系的に明確化する必要がある。

第二に、質問5の回答の通り、バリュー・チェーンの「重要性(materiality)」の判断について解説を加えるべきである。バリュー・チェーンはサステナビリティ関連財務情報開示において非常に重要な概念であり、その重要性(materiality)の判断は時間軸、発生可能性、報告企業の支配外である点から特に複雑であり、判断に関するガイダンスがなければ、実務上比較可能性が担保されない恐れがあるためである。

(b) 賛成する(Broadly Agree)

時の経過による変化を考慮した「ダイナミック・マテリアリティ」(BC 第 76 項)の考え方は適切であり、重要性(materiality)の定義及び適用は時間の経過も含めて企業価値に関連するサステナビリティ関連リスク及び機会の幅広さを捉えると考える。S1 基準案では各報告日に重要性(materiality)の判断を見直すことで報告期間毎の変化が反映されることになる。

一方、「重大な(significant)」についても、定義の明確化にあたり時間の概念を考慮することが必要である。S1 基準案では「重大な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会」の識別や指標に産業別開示要求が採用されているが、これらについて ISSB は時の経過に応じた「重大な(significant)リスク及び機会」の変化の可能性を考慮した対応が必要になると考える。

(c) 有用である(Broadly Agree)

例示的ガイダンスでは重要性 (materiality) の判断プロセスが明示され、有用な情報を提供している。しかし、以下 2 点の改善を要する。

第一に、例示的ガイダンス IG6 では、「IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報の中には、その性質上、定性的要因が存在することにより重要性がある(material)可能性が高いものがある」とされているが、「その性質」が明確でない。「その性質」がどのような内容を指すか詳細を解説することで、企業の判断の適用プロセスを明確化すべきである。

第二に、企業によって判断にばらつきが出ないよう、具体的な判断の適用プロセスの例を追加する等、さらなる充実が必要と考える。

(d) 賛成する(Broadly Agree)

第62項の現地の法令において情報開示が禁止されている場合の免除規定に、以下2点を除き賛成する。

第一に、「現地の法令(local laws and regulations)」に関連して、企業が締結する守秘義務契約を免除規定に追加すべきと考える。当該契約への違反が生じると、損害賠償請求により企業価値を毀損する恐れがあるためである。

第二に、重要性がある(material)情報を省略する場合、その情報を識別し、制約の源泉(source)を説明することを求めているが、「源泉(source)」とはどの程度の内容を指すのか(例えば、法令の名称だけで良いのか)、ガイダンス等により明示が必要である。また、「源泉(source)」の開示により機密の内容が示唆されてしまう場合は当然不要であり、「源泉(source)」の非開示を許容する一定の留保を追加することを検討すべきと考える。なお、日本では特定業界の法規制により守秘義務が課されている場合がある。

上記の改善に加えて、本ワーキング・グループでは、例えば研究開発や設備投資等、競争上企業の最重要の機密事項に関する情報開示の是非についても検討した。企業が開示を行うことにより企業価値の毀損につながる場合も想定され、このような情報まで開示が求められることは適切ではないとの意見が複数みられた。一方、機密事項の開示にかかる免除規定を無制限に拡大させるべきではないとの利用者の慎重な意見もみられた。ISSBはこのような論点についても検討が必要と考える。

質問9:報告の頻度

サステナビリティ関連財務情報の開示を、関連する財務諸表と同時に提供することが要求されるという提案に 賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。

賛成しない (Broadly Disagree)

開示要求の課題

同時かつ同一期間を対象とした報告が望ましいと考えるが、現地の規制要件やデータの入手時期から対応が困難な場合がある。日本では、財務諸表は金融商品取引法に基づく有価証券報告書として開示(法定開示)され、統合報告書やサステナビリティ・レポート等は任意開示として有価証券報告書の提出日から数ヶ月後に行われていることが多い。

仮にサステナビリティ関連情報の開示を財務諸表(有価証券報告書)と同時に行うよう求める場合、実務上の 負荷が相当に増すと同時に、開示が困難なデータも一部残るとみられる。一方、財務諸表(有価証券報告書)の 報告時期を統合報告書等の時期に合わせるためには金融商品取引法の改正が必要となり、情報の適時性が損なわ れことから現実的ではない。ISSB は現地の法令に対して影響を行使しないことを前提にしている(BC 第 16 項)が、この前提と矛盾する要求事項とも言える。

利用者の観点からも、企業の構造変化や中長期の戦略にも焦点を当てて、時間をかけて作成されたサステナビリティ報告は利用価値が高いとの意見がある。現在の実務を前提にすると、「同時報告」にすることでサステナビリティ関連財務情報の質の後退につながる恐れがある。

開示要求の修正の提案

第一に、報告のタイミングは「同時報告」を原則としつつも、規制当局の要求に委ねることを S1 基準案に明記することを提案する。 ISSB は現地の法令に対して影響を行使しないことが前提にある (BC 第 16 項) ことから、現地の規制要件や開示制度を踏まえて規制当局が判断することが適切と考える。

第二に、報告の期間は財務諸表と「同じ期間」を原則とするが、実務上困難な場合に異なる期間の報告を容認すべきである。例えば、IFRS会計基準では連結上親子会社間等の決算期につき最大3ヶ月の差異を許容しているように、サステナビリティ関連財務情報についても一定の差異を許容することも考えられる。

質問 10:情報の記載場所

- (a) サステナビリティ財務情報開示の記載場所に関する提案に同意するか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (b) 記載場所に関する提案にかかわらず、本公開草案で要求されている情報の提供を困難にするような、法域 特有の要求事項を承知しているか。
- (c) IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報は、一般目的財務報告の利用者が相互参照される情報について同じ条件かつ同時に利用可能であることを条件に、相互参照により含めることができるという提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (d) 企業は、個々のサステナビリティに関連のリスク及び機会について、ガバナンス、戦略及びリスク管理の 各側面について別個に開示する必要はなく、特に関連するサステナビリティの課題が同じアプローチ又は 統合的な方法(又はこの両方)で管理されている場合、統合的な開示を行うことが推奨されていることは 明確か。その理由又はそうでない理由は何か。

(a) 賛成する(Broadly Agree)

サステナビリティ財務情報開示を一般目的の財務報告の一部として開示することに賛成する。ただし、サステナビリティ財務情報開示の記載場所は各法域の規制当局の要請に基づき対応することになるため、S1 基準には詳細を規定するのではなく、各法域の規制に委ねることを規定すれば十分と考える。この点を基準に明記することを提案する。

(b) 承知している (Yes)

参照資料は統合報告書やサステナビリティ・レポート等が考えられるが、質問9の回答の通り、同期間を対象とした開示書類を年次の法定開示書類(有価証券報告書)と同時あるいはそれより前に発行することは実務上困難である。仮に財務諸表の報告時期をサステナビリティ関連財務情報の報告時期に合わせる場合、日本では金融商品取引法の改正が必要となり、ISSBは現地の法令に対して影響を行使しないことを前提にしている点(BC 第16 項)と矛盾が生じる。

(c) 賛成しない (Broadly Disagree)

相互参照のコンセプトには賛成するが、以下3点の改善が必要であり、本提案に賛成しない。

第一に、参照資料は統合報告書やサステナビリティ・レポート等が考えられるが、同期間を対象とした開示書類を年次の法定開示書類と同時あるいはそれより前に発行することは実務上困難であるため、「同時に(at the same time)」(第75項)を原則としつつも、同時性については規制当局の要求に委ねることをS1 基準案に明記することを提案する。

第二に、相互参照の「同じ条件で(on the same terms)」(第75項)の明確化が必要だが、条件の詳細は規制当局の要求に委ねることをS1基準案に明記することを提案する。

第三に、重要性がある(material)情報は一般目的財務報告において開示されるべきであり、行き過ぎた相互参照を制限するために、①相互参照が満たすべき特性、及び②参照書類の要件としてどのようなものが想定されるかを明示する必要がある。なお、BC 第 81 項では相互参照は報告の明瞭性を低下させない限り容認されるとされ、作成者及び利用者の理解可能性の観点から基準本文に明記すべきと考える。

上記の改善に加えて、実務上新しい開示対応となるため発効日の猶予(段階的適用)が必要である。

(d) 明確である(Broadly Agree)

統合的な開示を推奨することに賛成する。今後他のIFRS サステナビリティ開示基準の開発が進むとみられる中、不必要な重複の回避にとどまらず、統合的な開示が進むようガイダンスの充実を図る必要がある。

質問 11: 比較情報、見積り及び結果の不確実性の源泉並びに誤謬

- (a) これらの全般的な特徴は、提案に適切に適合しているか。していない場合、何を変えるべきか。
- (b) 前年度に報告された指標をより適切に測定できる場合、比較情報において更新された指標を開示すること に賛成するか。
- (c) サステナビリティ関連財務開示における財務データ及び仮定は、可能な限り、企業の財務諸表で使用されている対応する財務データ及び仮定と整合的なものとするという提案に賛成するか。この要求事項が適用できないような状況を承知しているか。

(a) 回答対象外

(b) 賛成しない (Broadly Disagree)

過去に報告した指標及び目標に関する全ての見積りの変更について、表示する比較情報を修正再表示することによって訂正することを提案している(BC 第 82 項)が、財務諸表では修正再表示せず、将来に向かって(すなわち、変更の期間において)認識される(BC 第 83 項)。財務情報とサステナビリティ関連財務情報の整合性の観点から、会計基準と同じ取扱いにすべきである。

また、フォワードルッキングな情報は測定範囲や精度が年々上がっていくと考えられる中で、全ての見積りの変更が生ずる都度、指標の比較情報の修正再表示を義務とするのは企業の開示負担が重い。作成者の実務の観点からも、財務諸表と同じ取扱いを求めることが適切と考える。

(c) 回答対象外

質問 12: 準拠表明

本公開草案は、企業が IFRS サステナビリティ開示基準への準拠を表明するためには、本公開草案の提案と、適用される IFRS サステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠することを求めることを提案している。さらに、企業は、これらの要求事項のすべてに準拠している旨の明示的かつ無条件の記述を含めることが要求される。

本公開草案は、企業に対する救済措置を提案している。IFRS サステナビリティ開示基準で要求される情報を開示することが、現地の法令によって禁止されている場合は、企業は当該情報を開示することが要求されない。この救済措置を利用する企業は、IFRS サステナビリティ開示基準の準拠を主張することを妨げられるものではない。

本提案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。

賛成する (Broadly Agree)

現地の法令によって開示が禁止されている場合の救済措置に、以下3点を除き賛成する。

第一に、第62項の「現地の法令」に準じて、守秘義務契約の内容に関する情報の開示は求められないこと (質問8(d)の回答ご参照)を基準本文に明記すべきである。

第二に、明確化のため、以下についても救済措置として認められることを基準本文に明記すべきである。

- 財務諸表と異なる期間の開示の許容(質問9の回答ご参照)
- BC 第 68 項

BC 第 68 項には、SASB スタンダード及び CDSB の公表物の要求事項を適用しなかった場合でも、IFRS サステナビリティ開示基準への準拠を主張できる旨の規定がある。

● BC 第 85 項

BC 第 85 項では、「重大な(significant)リスク及び機会の一部又はそれらについて設定された指標及び目標を管理していない場合、その旨を開示が説明している限り、IFRS サステナビリティ開示基準への準拠を主張可能」とするが、「スコープ 1 温室効果ガス排出等の具体的な開示要求を満たすことが必要」とされている。ここでの「重大な(significant)リスク及び機会の一部又はそれらについて設定された指標及び目標」は、ISSB が基準開発を完了していない分野を指すように読めるが、何が容認されるか明確ではない。「管理していない場合はその旨」の開示で容認されるのであれば、その対象となる開示要求を明確化し、企業の開示がなされるよう手当てすることで、準拠表明を明確にすることが必要と考える。

また、「設定された指標及び目標を管理していない場合」は、目標を設定していない場合を指すのか、あるいは設定した目標の進捗を管理していない場合を指すのか、明確化を要する。

なお、本ワーキング・グループの議論においては、上記の改善に加えて、「グローバル・ベースライン」として多くの法域での受け入れを可能にするため、IFRS 実務記述書第1号「経営者による説明」公開草案で提案されているような、いわゆる「一部準拠」を容認すべきとの意見も一部みられた。

質問 13: 発効日

- (a) ISSB が発効日を定める場合、最終基準書の公表後どの程度の期間が必要か。提案を適用する企業、サステナビリティ関連財務情報開示を利用する企業等が必要とする準備について、具体的な情報を含めて、回答の理由を説明されたい。
- (b) ISSB が、適用初年度における比較情報の開示に関しての救済措置を提案することに賛成するか。 賛成しない場合、それはなぜか。

(a) 回答対象外

(b) 賛成する (Broadly Agree)

比較情報を求めるために適用を一年遅らせるか、あるいは比較情報は不要とし、適用を早めるべきかのいずれかの選択になると考えられる。利用者の立場からは、適用初年度において時系列比較ができないというデメリットよりも、企業間比較を早期に開始できるメリットが上回ると考える。

質問14:グローバル・ベースライン

本公開草案の提案の中で、IFRS サステナビリティ開示基準がこのような形で利用されることを制限すると考えられる特定の側面はあるか。ある場合、それはどの側面で、それはなぜか。また、代わりに何を提案し、それはなぜか。

IFRS 財団が提示している「グローバル・ベースライン」の考え方に基づく基準開発に賛成する。ただし、IFRS サステナビリティ開示基準がグローバルに広く利用されるためには、以下 5 点の改善を要する。

(1) 原則主義

IFRS サステナビリティ開示基準が IFRS 会計基準のように全世界的に適用されることを志向するのであれば、S1 基準案及び S2 基準案の冒頭で原則主義のアプローチを採用することを明記した上で開示目的を設定し、開示要求の文言は必要最低限に留めるという原則主義に基づき、企業の判断による柔軟な開示を認めるべきである。なぜなら、「ビルディング・ブロック・アプローチ」においては、本基準は IOSCO 加盟各国の現地基準における最低限の開示要求を形成し、それに法域固有の開示要求を上乗せする仕組みとなっており、柔軟性を確保するほうが多くの法域において受け入れやすく適切と考えるためである。

なお、原則主義に基づく基準とするが、多くの法域が受け入れ、かつ開示の質を高めていくためには、TCFD 提言のようにガイダンスの充実が不可欠と考える。

(2) 開示要求の修正

「ビルディング・ブロック・アプローチ」のもと、IOSCO 加盟各国の現地基準の最低限の開示要求事項として、多くの法域に受け入れられるためには、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別(質問 7)、財務諸表と同時かつ同一期間の報告(質問 9)、情報の記載場所(質問 10)及び準拠表明(質問 12)の回答の通り、開示要求事項の修正が必要である。

(3) 発効日の猶予(段階的適用)

作成者にとって新たな開示対応が発生するバリュー・チェーンに関する開示要求(質問 5)については、発効日を猶予し、段階的に開示の実現を図ることが適切と考える。また、コア・コンテンツの「戦略」及び「指標と目標」のうち、S2 基準案で発効日を猶予する開示要求については S1 基準案における手当ても必要になる。

(4) 適用対象企業の明確化

IASB は 2000 年の発足時に中小企業(SME)向け会計基準の問題を認識していたが、ISSB が作成する基準が「グローバル・ベースライン」としてグローバルに浸透していくためには、適用対象企業の明確化(中小企業向け基準と分けた基準開発等)が必要と考える。具体的には、IFRS の SME 会計基準には、SME とは「一般への説明責任を有しない事業体(entities that publish general purpose financial statements for external users and do not have public accountability)」と定義されているが、SME は S1 基準案及び S2 基準案の適用対象外であることを明確化することで、SME 以外の企業が S1 基準案及び S2 基準案の適用対象であることを明らかにすべきである。

(5) 虚偽記載(法的責任)に関するセーフ・ハーバー及び監査・保証制度の整備

信頼性のある情報開示を実現するためには見積りや将来情報の虚偽記載(法的責任)に関する免責条項(セーフ・ハーバー)の設定や、監査・保証制度の整備についての議論が必要である。ISSB は各法域の開示制度において開示可能な情報となるよう、各法域の開示制度を考慮し、規制当局と連携して基準開発を進めるべきである。

質問 15: デジタル報告

本公開草案の作成に関連して、タクソノミ及びデジタル報告の開発を促進するようなコメントや提案はあるか(例えば、デジタルでのタグ付けが困難な特定の開示要求など)。

質問 16:コスト、便益及び見込まれる影響

ISSBは、本公開草案の提案の適用がコストと便益を適切にバランスさせることを約束している。

- (a) これらの提案の見込まれる影響を分析する上で ISSB が考慮すべき、この提案の適用により見込まれる便益及び適用により見込まれるコストについて、コメントはあるか。
- (b) 提案の継続的な適用にかかる ISSB が考慮すべきコストについて、コメントはあるか。

質問 17:その他のコメント

本公開草案で示された提案について、他にコメントはあるか。

2. 公開草案 IFRS S2 号 「気候関連開示」

質問1:本公開草案の目的

- (a) 本公開草案で設定された目的に賛成するか。 賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 目的は、一般目的財務報告の利用者が気候関連のリスク及び機会が企業価値に与える影響を評価できるような情報に焦点を当てているか。
- (c) 本公開草案で示した開示要求は、第1項で述べた目的を満たしているか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、代わりに何を提案し、それはなぜか。

(a) 賛成する(Broadly Agree)

気候関連のリスク及び機会が企業の企業価値に与える影響を評価する目的に賛成する。一般目的財務報告の利用者は、投資判断等、経済的意思決定のために、財務情報とともに企業価値に重大な影響を及ぼす気候変動リスク及び機会について理解する必要がある。ただし、開示目的の達成のため、以下2点の改善が必要。

第一に、気候関連開示については S2 基準案と S1 基準案が適用されるが、両方の規定の関係性や文言の違いの意図がわかりづらい。目的の明確化のため、S1 基準案に規定される①企業価値を評価し企業に資源を提供するかどうかを決定する際に有用な情報を提供すること(S1 基準案第 1 項)、及び②重要性がある(material)情報を開示すること(S1 基準案第 2 項)を明記した上で、S2 基準案特有の内容を追加で規定することが適切と考える。

第二に、S2 基準案のタイトルを「気候関連開示」から「気候関連<u>財務</u>開示」に変更し、S1 基準案の「サステナビリティ関連財務開示」と平仄を合わせるべきである。4 つのコア・コンテンツの開示目的では「気候関連<u>財務</u>開示」の文言が使用されているが、タイトルと開示目的が一致していない。もし平仄を合わせることができない場合は、結論の根拠においてその理由を説明すべきである。

(b) 賛成する(Broadly Agree)

S2 基準案の目的は、一般目的財務報告の利用者が気候関連のリスク及び機会が企業価値に与える影響を評価する情報に焦点を当てている。

(c) 賛成しない(Broadly Disagree)

S2 基準案の開示要求は第1項の開示目的を満たすとは言えない。開示要求は原則主義のTCFD 提言を基礎としているが、細則主義の産業別要求事項が追加され、一貫した原則主義に基づく基準設計がなされていないためである。

IFRS サステナビリティ開示基準が IFRS 会計基準のように全世界的に適用されることを志向するのであれば、S2 基準案の冒頭で原則主義のアプローチを採用することを明記した上で開示目的を設定し、開示要求の文言は必要最低限に留めるという原則主義に基づき、企業の判断による柔軟な開示を認めるべきである。なぜなら、「ビルディング・ブロック・アプローチ」においては、本基準は IOSCO 加盟各国の現地基準における最低限の開示要求を形成し、それに法域固有の開示要求を上乗せする仕組みとなっており、柔軟性を確保するほうが多くの法域において受入れやすく適切と考えるためである。

質問2:ガバナンス

気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスプロセス、統制及び手続について提案された開示要求に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。

賛成する (Broadly Agree)

開示要求に賛成する。企業が気候関連のリスク及び機会を識別し、その影響を測り、レジリエンス評価を行っていく上で、ガバナンスプロセスの充実は重要な基盤である。また、S2 基準案の要求する情報が提供されれば、個別企業のガバナンスプロセス、統制及び手続きに関して、必要な理解が進み、同時に企業間の比較可能性も高まると考えられる。

質問3:気候関連のリスク及び機会の識別

- (a) 重大な気候関連のリスク及び機会を識別し、その内容を開示するという要求事項は、十分に明確であるか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (b) 気候関連のリスク及び機会を識別し説明する際に、(産業別要求事項で定義された) 開示トピックの適用 可能性を検討するという提案に賛成するか。 賛成又は反対の理由は何か。このことは、開示の関連性及び 比較可能性の改善につながると考えるか。その理由又はそうでない理由は何か。そのような開示の関連性 及び比較可能性を改善させる可能性のある追加的な要求事項はあるか。ある場合、何を提案し、それはな ぜか。

(a) 明確である (Broadly Agree)

重大な気候関連のリスク及び機会を識別し、その内容を開示するという開示要求は明確と考える。しかしながら、「重大な気候関連のリスク及び機会」の識別にあたり、「重大な(significant)」の定義がなされていない。「重大な(significant)」の定義を明記するとともに、「重要性がある(material)」との違いを明確化すべきである。

(b) 賛成しない (Broadly Disagree)

以下の改善を要するため、第 10 項の開示要求に賛成しない。第 10 項では付録 B の開示トピックの参照が義務 (shall refer) とされているが、国・法域の状況や企業の事業内容によっては開示トピックが適合しない場合も少なくないとみられる。したがって、質問 1 の回答の通り、原則主義のアプローチに基づき、開示トピックの「参照を義務 (shall refer)」とするのではなく、企業の判断で「参照可能 (may/can refer)」とし、開示トピックはあくまでも「例示」として位置付けることが適切と考える。

また、上記見直しと併せて、質問 3(a)の回答の通り「重大な(significant)」の定義を明記することで、「重大な(significant)気候関連のリスク及び機会の識別」のプロセスを明確化すべきと考える。

質問4:企業のバリュー・チェーンにおける気候関連のリスク及び機会の集中

- (a) 重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会が企業のビジネスモデルやバリュー・チェーンに与える 影響 (effects) について、提案されている開示要求に賛成するか。 賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 企業の気候関連のリスク及び機会の集中について要求される開示は、定量的ではなく定性的であるべきであることに同意するか。 賛成又は反対の理由は何か。 反対の場合、何を提案し、それはなぜか。

(a) 賛成する(Broadly Agree)

以下2点を除き、賛成する。

第一に、バリュー・チェーンは企業が重要性がある(material)と判断した内容に限定すべきである。BC 第66項ではバリュー・チェーンの範囲を意図的に広く定義しているとされているが、実務上バリュー・チェーンの範囲の決定が困難な場合が多いとみられ、企業の判断にばらつきが出る恐れがある。バリュー・チェーンの重要性(materiality)の判断についての解説を加え、ガイダンスにおいて産業毎に例示を設ける等により、首尾一貫した適用を行うべきと考える。また、GHG プロトコル基準のカテゴリー1~15 と関連付けについてもガイダンスにおいて説明が必要と考える。

第二に、バリュー・チェーンに関する情報は取引先の情報や企業の機密情報を含み、開示が困難な場合がある。したがって、企業の状況に応じて「開示可能(may/can disclose)」とすることが必要と考える。

上記の改善に加えて、バリュー・チェーンに関する開示要求は、作成者の開示負担を考慮し、発効日の猶予 (段階的適用)が必要である。

(b) 賛成しない (Broadly Disagree)

企業の気候関連のリスク及び機会の集中について要求される開示は、必ずしも「定性的であるべき」とは考えない。第12項(b)企業のバリュー・チェーンのどの部分に重大な気候関連のリスク及び機会が集中しているかについて、当該リスク及び機会について測定可能な定量的情報がある場合には、開示を要求しても良いと考える。

質問5:移行計画とカーボン・オフセット

- (a) 提案されている移行計画に係る開示要求に賛成するか。 賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 移行計画に関する追加的な開示で必要なもの(又は提案されたものの必要ではないもの)はあるか。ある場合、それらの開示について説明し、それらが必要である(又は必要でない)理由を説明されたい。
- (c) 提案されているカーボン・オフセットの開示は、一般目的財務報告の利用者が、排出削減に対する企業のアプローチ、カーボン・オフセットが果たす役割、カーボン・オフセットの信頼性(credibility)を理解することを可能にすると思うか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、何を提案し、それはなぜか。
- (d) 提案されているカーボン・オフセットの要求事項は、作成者のコストと、一般目的財務報告の利用者が、排出削減に対する企業のアプローチ、カーボン・オフセットが果たす役割、カーボン・オフセットの健全性(soundness)や信頼性(credibility)を理解できるような情報の開示を適切にバランスさせていると思うか。その理由又はそうでない理由は何か。また、そうでない場合、代わりに何を提案し、それはなぜか。

(a) 賛成する(Broadly Agree)

移行計画に関する開示要求に、以下3点を除き賛成する。

第一に、研究開発、投資及びダイベストメント等を含む移行計画は、競争上、企業の最重要の機密事項に関する情報である可能性が高く、開示が困難な場合がある。したがって、企業の状況に応じて「開示可能(may/can disclose)」とすることが必要と考える。

第二に、付録 A における「legacy asset」の定義を明確化すべきである。会計上、既に減損処理が行われている場合、除却に伴う損益計算書への影響は大きくないとみられ、計画を開示する有用性は低いと考えられる。一方、「legacy asset」が低炭素経済への移行に伴い、中長期的に価値を失う恐れがある資産を指す場合、その時期及び帳簿価額等の詳細を開示するほうが一般目的財務報告の利用者には有用な情報になると考えられる。

第三に、開示の質の向上のためには、BC 第 74 項記載の指標と目標やシナリオ分析との明示的な関連付けについて、本基準やガイダンスに明記すべきである。

上記の改善に加えて、移行計画に関する開示要求は TCFD 提言においても 2021 年 10 月に追加されたばかりであり、作成者の開示負担を考慮し、発効日の猶予(段階的適用)が必要である。

(b) なし (No)

(c) 賛成する (Broadly Agree)

気候関連の目標に関するカーボン・オフセットの開示案に賛成する。ただし、カーボン・オフセットの信頼性を高めるためには過大な見積もりとならないようガイダンスや例示等による丁寧な説明が必要であり、例えば以下のような補足が可能と考える。

- 「目標がカーボン・オフセットの使用に依拠する程度」(第 13 項(b)(iii)(1)) 排出量削減効果の前提やオフセットの対象範囲をどのように想定しているかについての開示を含むこと
- 「第三者によるオフセット検証」(第 13 項(b)(iii)(2))

信用性を担保する「第三者」の重要性が高い一方、市場自体が未成熟であることを踏まえ、認証を依頼した「第三者」を選定した背景を含むこと

● 「オフセットの信頼性と完全性に関する重大な要素」(第 13 項(b)(iii)(4)) カーボン・オフセットの実行可能性や活用に伴い生じるリスクを含むこと

なお、第 13 項(b)の排出目標がグロスかネットか明記されていないものの、第 21 項(a) (i)及び BC 第 110 項の通り、温室効果ガス排出の実績についてはカーボン・オフセット考慮前のグロスの水準の開示を求めている。本ワーキング・グループの議論では、第 21 項(a) (i)の実績と同様、排出目標についてもグロスの水準の開示を求めている旨を明記すべきではないか、あるいは開示要求としてグロスかネットかを限定しない立場である場合にはいずれかがわかるよう付記や注記の開示を企業に求めてはどうか、といった意見がみられた。

(d) 賛成する(Broadly Agree)

カーボン・オフセットについては踏み込んだ開示要求を行っており評価できる。TCFD 提言にはない新しい開示要求であり、ガイダンスや例示等の充実により開示の質を高めるべきである。

また、カーボン・オフセットについては TCFD 提言にはない新たな開示要求であり、作成者の開示負担を考慮し、発効日の猶予(段階的適用)が必要である。

質問 6: 現在の及び予想される影響

- (a) 企業は、気候関連のリスク及び機会の現在の及び予想される(anticipated)影響(effects)について、定量的情報を開示できない場合を除き、定性的情報を提供しなければならないという提案に賛成するか(第14項参照)。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 気候関連のリスク及び機会が、報告期間に係る企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える財務的影響 (effects) に関して提案されている開示要求に賛成するか。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。
- (c) 気候関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期にわたり企業の財政状態及び財務業績に与える予想される(anticipated)影響(effects)に関して、提案されている開示要求に賛成するか。賛成しない場合、どのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

(a) 賛成する (Broadly Agree)

気候関連のリスク及び機会の予想される影響について、定量的情報の開示を原則とするが、定量的情報を開示できない場合に定性的情報を開示することに賛成する。

定性的に説明せざるを得ない場合としては、例えば様々な要因の中から気候関連の要因を区分して示すことが困難である場合が想定される。また、日本における一般目的財務報告である有価証券報告書には、金融商品取引法上の虚偽記載責任があり、定量的な将来情報が未達となったことを以て虚偽記載となることがないよう、定性的に説明する場合も想定される。

なお、予想される影響の推定値は、必ずしも信頼性が高いとは言えないため、範囲での開示が容認されている 点も適切である。また、定量的情報を開示できない場合にその理由の開示を求めており、準拠表明の観点から適 切と考える。

(b) 賛成する(Broadly Agree)

賛成する。ただし、財務に影響を及ぼす変数は気候変動に限らず多様であり、影響を全て気候変動によるものと判断することは困難である。

(c) 賛成する (Broadly Agree)

気候関連のリスク及び機会の短期、中期及び長期の財務諸表への影響に関する開示要求は、企業価値評価において有用な情報であり、①以下3点の明確化かつ、②発効日の猶予(段階的適用)を条件に賛成する(なお、②は TCFD 提言においても2021年10月に改訂附属書及び補助ガイダンスに追加されて間もないためである)。

第一に、企業の機密事項が含まれる場合は開示が困難となることから、このような内容については開示が求められないことを明確にすべきである。

第二に、第 14 項(b)で将来見込まれる影響がわかっている場合には、翌期に限定すべきではないことを明確化すべきである。

第三に、将来情報については、利用者がその数値の特性や限界を理解するために、測定方法や前提の明記とともに、将来情報についてはその達成を保証するものではない旨の注意喚起が不可欠である。日本では、一般的に行われる参照方式を利用した有価証券の募集又は売出し時に、発行開示書類(有価証券届出書等)及び目論見書において有価証券報告書が参照書類とされるが、発行会社は発行開示書類(有価証券届出書等)の虚偽記載責任

を、引受人である証券会社も目論見書の使用における虚偽記載責任を負うため、これらの注意喚起は基準開発の 段階で徹底されるべきと考える。

なお、TCFD 提言の補助ガイダンス「Guidance on Metrics, Targets, and Transition Plan」(2021 年)においては、潜在的な財務への影響を理解するための中心的なツールとして、シナリオ分析の利用が想定されており、将来情報を合理的に説明する上で有用と考える。

上記の基準の明確化に加えて、信頼性のある情報開示を実現するためには見積りや将来情報の虚偽記載(法的責任)に関する免責条項(セーフ・ハーバー)の設定が必要である。ISSB は各法域の開示制度において開示可能な情報となるよう、各法域の開示制度を考慮し、規制当局と連携して基準開発を進めるべきである。

質問7:気候レジリエンス

- (a) 第15項(a)に列挙された項目は、企業の戦略の気候レジリエンスについて利用者が理解する必要があることを反映していることに賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、代わりに何を提案し、それはなぜか。
- (b) 本公開草案は、企業が気候関連シナリオ分析を行うことができない場合、シナリオ分析に代えて、別の手法又は技法(例えば、定性的分析、単一点予測、感応度分析及びストレステスト)を用いて、自社の戦略の気候レジリエンスを評価することができるとすることを提案している。
- (i) この提案に賛成するか。 賛成又は反対の理由は何か。
- (ii) 企業の戦略の気候レジリエンスを評価するために気候関連シナリオ分析を利用できない企業は、その理由 を開示することを求めるという提案に賛成するか。 賛成又は反対の理由は何か。
- (iii) あるいは、すべての企業に対し、気候関連シナリオ分析を行って気候レジリエンスを評価することを要求 すべきか。強制適用が必要な場合、このことは質問 14(c)の回答に影響するか。影響する場合、その理由は 何か。
- (c) 企業の気候関連シナリオ分析に関する開示案に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (d) 企業の戦略の気候レジリエンスを評価するために用いられる代替的手法(例えば、定性的分析、単一点予測、感応度分析及びストレステスト)に関する開示案に賛成するか。 賛成又は反対の理由は何か。
- (e) 提案されている開示要求は、要求事項を適用するコストと、気候変動に対する企業の戦略的なレジリエンスに関する情報の便益とを適切にバランスをとっているか。その理由又はそうでない理由は何か。そうでない場合、何を提案しそれはなぜか。

(a) 賛成する (Broadly Agree)

(b) (i) 賛成する(Broadly Agree)

気候関連シナリオ分析を行うことができない場合に代替的手法を容認することに賛成する。代替的手法の容認は、シナリオ分析を段階的に拡充し完成度を高めている企業が多い点で実務と整合する。

ただし、見積りと将来情報を含むシナリオ分析に基づく情報については、虚偽記載(法的責任)に関する免責 条項(セーフ・ハーバー)の設定が必要である。ISSB は各法域の開示制度において開示可能な情報となるよ う、各法域の開示制度を考慮し、規制当局と連携して基準開発を進めるべきである。

(b) (ii) 賛成する (Broadly Agree)

気候関連シナリオ分析を利用できない企業は、その理由を開示することを求める提案に賛成する。理由の明記は、準拠表明においても有用と考える。

(b) (iii)

全ての企業がシナリオ分析を行う必要はないと考える。気候関連のリスク及び機会の影響が重大でない場合には、企業価値への影響も限定的であることから、費用対効果が見合わないためである。

(c) 賛成する (Broadly Agree)

提案されたシナリオ分析にかかる開示要求に賛成する。ただし、シナリオ分析には、それなりのリソースや知 見も必要なるために、発効日の猶予(段階的適用)を条件にすべきである。

また、気候レジリエンスについての理解可能性の向上のため、移行計画との関連性についても手当てが必要と考える。BC 第74項では、移行計画にはレジリエンスの評価を含めて計画と目標の達成可能性を検証するとされており、明示的な関連性につき基準もしくはガイダンスにおいて手当てされることが必要と考える。

(d) 賛成する (Broadly Agree)

代替的手法を認める開示案に賛成する。ただし、各分析手法を活用した開示例についてガイダンスを充実させることが必要と考える。

(e) 賛成する(Broadly Agree)

TCFD 提言においてもレジリエンスに関する企業の開示状況は十分とは言えず、他の項目と比較しても開示は少数に留まると認識している。そのため、以下二点を提案する。

第一に、気候レジリエンス評価の発効日の猶予(段階的適用)が必要である。レジリエンス評価は段階的に拡充し完成度を高めている企業が多く、多くの法域に利用されるためにも必要と考える。

第二に、企業の開示負担の軽減ともに、開示に向けて気候レジリエンス評価の理解を深めるためにも、好事例やガイダンスを充実させるべきである。

質問8:リスク管理

気候関連のリスク及び機会を識別、評価、管理するために企業が用いるリスク管理プロセスに関して提案されている開示要求に賛成するか。賛成又は反対の理由は何か。賛成しない場合、どのような提案をするのか及びその理由を説明されたい。

賛成する(Broadly Agree)

リスク管理において、気候関連のリスクのみならず機会にも焦点を当てたことに、以下を除き賛成する。現在リスクのみを対象とする TCFD 提言とは異なり、「機会」を含めることが提案されているが、各社の状況によっては実務の対応がこれからの場合が想定される。したがって、「機会」の評価は義務とせず、企業の判断で「開示可能(may/can disclose)」とすることが適切と考えられる。

また、具体的な管理方法や開示例について、ガイダンスの充実が必要と考える。

質問9:産業横断的指標カテゴリーと温室効果ガス排出

- (a) 産業横断的な要求事項は、セクター及び産業を超えて適用可能な、共通の1組のコアになる気候関連開示を提供することを意図している。産業及びビジネスモデル間での適用可能性や、企業価値評価における有用性を含め、提案されている7つの産業横断的指標カテゴリーに賛成するか。その理由又はそうでない理由は何か。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。
- (b) 産業横断的な比較や企業価値の評価を促進するために有用な、気候関連のリスク及び機会に関する追加的な産業横断的指標カテゴリーはあるか(又は、提案されている中で有用でないものはあるか)。ある場合、それらの開示について説明し、それらが一般目的財務報告の利用者にとって有用である、又は有用でない理由を説明されたい。
- (c) スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 排出を定義し、測定するために、GHG プロトコルの使用を企業に要求することに賛成するか。 賛成又は反対の理由は何か。他の方法も認めるべきか。 その理由又はそうでない理由は何か。
- (d) 企業が、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 について、7 つの温室効果ガスすべてを集約し、CO2 換算で提供することを求める提案に賛成するか。あるいは、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 排出を、温室効果ガスの成分ごとに分けて開示する (例えば、メタン (CH4) と亜酸化窒素 (NO2) を分けて開示する) べきであると考えるか。
- (e) 次のスコープ1及びスコープ2排出を別個に開示することを企業に要求することに賛成するか。 賛成又は 反対の理由は何か。
 - (i) 連結企業
 - (ii) 関連会社 (associates) 、共同支配企業、非連結子会社及び関係会社 (affiliates)
- (f) 重要性 (materiality) を条件に、すべての企業が開示するための産業横断的指標カテゴリーとして、スコープ 3 排出の絶対総量 (absolute gross) を含めるという提案に賛成するか。賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。

(a) 賛成する (Broadly Agree)

TCFD 提言の改訂附属書及び補助ガイダンス(2021年10月公表)を基礎とした7つの産業横断的指標の開示要求に、以下4点の改善点を除き賛成する。

- 企業が重要(material) と判断した場合に限定した開示要求とすべき項目
 - ・ 共同支配企業及び連結グループに含まれない関係会社等のスコープ 1 排出及びスコープ 2 排出 (第 21 項(a)(iii)(2))
 - · スコープ 3 排出 (第 21 項(a)(i)(3))
 - ・ 移行リスク (第 21 項(b))
 - ・ 物理的リスク (第 21 項(c))
 - · 機会(第21項(d))
 - · 資本投下(第21項(e))

● 企業の状況に応じて「開示可能 (may/can disclose)」とすべき項目

全ての企業の導入が進んでいないこと、また TCFD 提言のパブリックコンサルテーション (2021年) において利用者の有用性が相対的に低いことが理由である。

- · 内部炭素価格 (第 21 項(f))
- · 報酬 (第 21 項(g))
- 比較可能性の向上のため、計算手法に関するガイダンスの設定が必要な項目
 - 移行リスク(第 21 項(b))及び物理的リスク(第 21 項(c)):「影響を受けやすい(vulnerable)」の評価の説明を追加、また「パーセンテージ」に関して定義を追加
 - ・ 機会 (第 21 項(d)): 「パーセンテージ」に関して定義を追加
- 連結会計グループ (親会社及び子会社) の一定程度の報告期間のずれの容認

データの入手時期の観点から、同一期間のサステナビリティ関連財務情報を財務諸表と同時に開示することが法制度上困難な場合もある。その場合、IFRS 会計基準では連結上親子会社間等の決算期につき最大 3 ヶ月の差異を許容しているのと同様に、報告期間の一定の差異を容認すべきである。

(b) なし (No)

(c) 賛成する(Broadly Agree)

GHG プロトコル・イニチアチブが公表した各種基準書の作成には主要各国・法域が関与し、グローバルで広く浸透していることから、これらの各種基準書の使用を要求すること自体は賛成する。ただし、日本の温対法(地球温暖化対策の推進に関する法律)のように、GHG プロトコルを基に一部異なる測定方法を設定している場合がある。したがって、第 21 項(a)(i)の「GHG プロトコルのコーポレート基準に従い」の文言を「GHG プロトコル・イニチアチブが公表した各種基準書と同等の各国・法域の基準」といった文言を使用し、柔軟性を持たせることを提案する。

一方、GHG プロトコル・イニチアチブが公表した各種基準書を使用する場合でも、比較可能性の観点で算出上の課題が存在すると認識している。今後も当該基準書がグローバルのデファクト・スタンダードであり続けるか、IFRS 会計基準における post-implementation review のような見直しのデュー・プロセスを確保しておくことが必要と考える。

(d) 賛成する (Broadly Agree)

7つの温室効果ガスの全てを集計し、CO2換算で開示する表示形式が広く浸透しており、賛成する。ただし、 信頼性のある情報開示を実現するためには、排出係数等の前提や算出方法の明記も必要と考える。

なお、7つの温室効果ガスの成分毎の開示は、一部の業種では付録 B の産業別要求事項に規定があり、企業が重要(material)と判断する場合に参照可能とすることが有用と考える。

(e) (i) 賛成する (Broadly Agree)

賛成する。利用者の観点からは、主要な連結子会社の開示も有用であり、企業が重要(material)と判断する場合に「開示可能(may/can disclose)」とする等、ガイダンスにおいて補足されることが望ましい。

(e) (ii) 賛成する(Broadly Agree)

関連会社、共同支配企業及び連結グループ外の関係会社等のスコープ1排出及びスコープ2排出の開示は、開示の費用対効果の観点から、企業が重要(material)と判断した場合に限定するよう明記すべきである。

また、プロトタイプの開示要求から変更された点であり、S2 基準案の結論の根拠において、当該変更の趣旨を明確化すべきである。

(f) 賛成する(Broadly Agree)

投資家(イニシアティブを含む)のスコープ 3 排出の開示要請や、スコープ 3 排出を含めた温室効果ガス排出量削減目標を公約する企業の増加等を踏まえて、①企業が重要(material)と判断した場合に限定し、かつ②発効日の猶予(段階的適用)を条件に、スコープ 3 排出を開示項目として整備することに賛成する。なお、スコープ 3 排出については、SEC の気候関連開示規則案においても企業規模に応じた適用が提案され、全ての企業への開示要求とはされていない。

信頼性のある情報開示を実現するためには見積りや将来情報の虚偽記載(法的責任)に関する免責条項(セーフ・ハーバー)の設定が必要である。ISSB は各法域の開示制度において開示可能な情報となるよう、各法域の開示制度を考慮し、規制当局と連携して基準開発を進めるべきである。また、温室効果ガス排出量の信頼性と比較可能性を向上させるためには、GHG プロトコルに基づく算出と開示に関する課題の精査や、温室効果ガス排出量測定に関するグローバルの基準の統一についての議論も必要と考える。

質問 10:目標

- (a) 気候関連の目標について提案されている開示に賛成するか。 賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 提案されている「気候変動に関する最新の国際協定」の定義は十分明確だと思うか。そうでない場合、何を提案し、それはなぜか。

(a) 賛成する (Broadly Agree)

気候関連の目標に関する開示に、以下 2 点を除き賛成する。

第一に、第23項の以下の開示要求については改善が必要である。

- 第 23 項(a)の進捗評価のための指標の識別、選択及び開示にあたり、第 24 項では「産業別の指標を参照 し、その適用可能性を参照し検討しなければならない」とされているが、企業の開示負担を考慮し、「参 照し検討することができる (may/can refer to and consider)」とすべきである。
- 第 23 項(e)に「第三者により検証されているのかどうか」とあるが、第三者検証はまだ一般的なものが固まっていないと認識しており、削除することが適切と考える。
- 第 23 項(h)の「進捗が測定される基礎となる<u>期間</u>」については、一般に基準年が設定されることが多いことから、「進捗が測定される基礎となる期間、もしくは年(時点)」に修正することが適切と考える。

第二に、第 23 項(b)及び(c)等の目標については、TCFD 提言の補助ガイダンス「Guidance on Metrics, Targets, and Transition Plans」(2021 年 10 月)で設定されるような気候関連目標の特性や設定事例の明記が必要と考える。

なお、第21項(a) (i)及びBC第110項の通り、温室効果ガス排出の実績についてはカーボン・オフセット考慮前のグロスの水準の開示を求めているが、第23項の気候関連の目標はグロスかネットかが明記されていない。本ワーキング・グループの議論では、第21項(a) (i)の実績と同様、排出目標についてもグロスの水準の開示を求めている旨を明記すべきではないか、あるいは開示要求としてグロスかネットかを限定しない立場である場合にはいずれかがわかるよう付記や注記の開示を企業に求めてはどうか、といった意見がみられた。

(b) 賛成する (Broadly Agree)

明確化のため、「国連気候変動枠組条約で定められた気候変動に関する最新の国際協定等」とすることを提案する。これにより、海運業界の国際海事機関(IMO)等のように、別途国際合意がある場合もカバーされる。

また、「国連気候変動枠組条約で定められた気候変動に関する最新の国際協定等」については、ガイドラインによって明示されることが望ましい。

質問 11: 産業別要求事項

- (a) 国際的な適用可能性を向上させるために SASB スタンダードを改訂するアプローチに賛成するか。これには、ガイダンスの明瞭性を低下させたり、その意味を実質的に変更したりすることなく、企業が法域にかかわらず要求事項を適用することを可能にすることを含む。賛成しない場合、代わりにどのようなアプローチを提案し、それはなぜか。
- (b) 産業別開示要求のサブセットの国際的な適用可能性を向上させることを意図した修正案に賛成するか。 賛成しない場合、それはなぜか。
- (c) 提案されている修正により、過去の期間に関連する SASB スタンダードを使用していた企業が、過去の期間の同等の開示と整合する情報を継続して提供することが可能になることに賛成するか。賛成しない場合、それはなぜか。
- (d) 提案されているファイナンス係る排出又はファシリテーションに係る排出の産業別開示要求に同意するか、それとも、産業横断的にスコープ3排出(カテゴリー15「投資」を含む)の開示を要求することで、十分な情報開示が促進されるか。その理由又はそうでない理由は何か。
- (e) 商業銀行及び保険会社の提案において、「炭素関連 (carbon-related)」に分類される産業に賛成するか。 賛成又は反対の理由は何か。この分類に含めるべき産業は他にあるか。ある場合、それはなぜか。
- (f) 絶対量及び原単位に基づく両方のファイナンスに係る排出を開示することを要求する提案に賛成するか。 その理由又はそうでない理由は何か。
- (g) ファイナンスに係る排出の算定に使用した方法論の開示を求める提案に賛成するか。 賛成しない場合、何を提案し、それはなぜか。
- (h) ISSB がより具体的な方法論 (例えば、金融向け炭素説明のためのパートナーシップ (PCAF; Partnership for Carbon Ac-counting Financials) の金融産業向けのグローバル GHG 説明及び報告基準 (PCAF 基準) など) を定めることなく、企業が GHG プロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン (スコープ 3) の説明及び報告基準を用いて、提案されているファイナンスに係る排出の開示を提供することを要求することに賛成するか。 賛成しない場合、どのような方法を提案し、それはなぜか。
- (i) 資産運用及び管理業務に属する企業に対する提案において、管理下の総資産に関連するファイナンスに係る 排出の開示は、企業の間接的な移行リスク・エクスポージャーを評価するために有用な情報を提供する か。その理由又はそうでない理由は何か。
- (j) 提案されている産業別要求事項に賛成するか。 賛成又は反対の理由は何か。 賛成しない場合、何を提案し、 それはなぜか。
- (k) 一般目的財務報告の利用者が企業価値を評価するために必要な、気候関連のリスク及び機会に対応する、 追加的な産業別要求事項はあるか(又は、提案されている中で必要ではない提案はあるか)。ある場合、それらの開示について説明し、それらが必要であるか又は必要でない理由を説明されたい。
- (1) 産業別開示要求の適用可能性を確保するために産業分類が用いられていることに留意した上で、要求事項が適用される活動を定義する産業の説明に関して、コメントや提案はあるか。その理由又はそうでない理由は何か。ない場合、何を提案し、それはなぜか。

(a) 賛成しない (Broadly Disagree)

国際的な適用可能性を向上させるために SASB スタンダードを改訂するアプローチは修正が必要であり、賛成しない。改訂アプローチ 1 や改訂アプローチ 2 を原則とする場合、法域特有の規則等により開示が求められている場合、2 パターンの計算が必要となり、作成者の開示負担が大きい。原則主義に基づき、開示目的を明確化した上で、開示トピックに関連する指標を選択し、指標の定義についても各法域や企業の状況に応じて設定可能とすることが適切と考える。

(b) 投資銀行及び仲介(付録 B: B 18 巻)

- 投資銀行及び仲介活動における環境、社会及びガバナンス (ESG) 要因の組込み (FN-IB-410a.1、FN-IB-410a.2 及び FN-IB-410a.3)
 - ➤ ESG 要因の組み込みに関する情報の開示を求めているが、S2 基準案の目的や範囲と異なる開示要求事項である。TCFD 提言においても当該開示は求められていない。
 - ▶ 「incorporating ESG factors」は広く、比較可能性を欠くだけではなく、グリーンウォッシングのリスクが生じる。定義を明確化できない場合は、当該記載自体を削除することを提案する。

• FN-IB-410a.1

► ESG 要因の統合を組み込んだ(1)引受、(2)アドバイザリー及び(3)証券化取引から生じた産業別の収益 (原文 P175)

S2 基準案の付録 B の産業別開示要求では、S2 基準案の目的である重大な気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーに関する情報開示が要求されるべきであるが、開示案は「ESG 要因の組み込み」に関する情報開示を求め、気候変動に留まらずサステナビリティ全般の広範囲の開示を要求しており、開示目的を達成するものではない。

また、収益(revenue)の開示を求めているが、気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーを図る指標としては適切ではないと考える。収益の多寡では、重大な気候関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーや企業活動の実態を判断できず、誤解を生じる恐れがあるためである。例えば、温室効果ガス排出量自体は小さいが、多額の収益を得られる取引や、逆に温室効果ガス排出自体は大きいにもかかわらず、収益が少額である場合も想定される。

さらに、投資銀行及び仲介には収益(revenue)の開示が求められているが、商業銀行及び保険には求められておらず、資産運用及び管理業務には資産運用残高(AUM)の総額を求める等、金融セクター内でばらつきがあり比較可能性を欠く。

以上より、本開示指標は S2 基準案の目的達成につながるとは言い難く、S2 基準案からは削除することが適切と考える。

> par.1.1

文末の「スクリーニング(排他的、インクリュージョン又はベンチマーク)」をどのような基準で行うか明確ではない。利用者から見ても比較可能性が担保されないとみられる。

> par.2.3

証券化取引のデータについて、情報の把握の困難さ(開示負担)の観点からプライマリ組成を対象とし、セカンダリ取引(再パッケージ化等)を除くことを明確化すべきである。また、開示の趣旨に照らして、重要性があるものを選択して集計・開示する方針を許容すべきと考える。

証券化商品に関連し、アンダーライング資産となる上場・非上場有価証券で証券コードや ISIN コード 等が付されているものについては、個社判断ではなく業界共通で、ESG 関係有価証券かどうか統一したフラグが必要になる(一例としてグリーンボンド等)。

> par.4

par.4 で開示が求められるエクスポージャー金額は報告日時点の「ESG 要素の統合」を含む取引から生じた期末債権残高を指すのか明確化されたい。本開示項目は収益の開示なのに、何故ストックに関連するエクスポージャー金額を使用するのか明確化されたい。

• FN-IB-410a.2

> ESG 要因の統合を組み込んだ投融資の産業別の(1)件数及び(2)合計額(原文 P175)

上記 FN-IB-410a.1 の開示指標のコメントと同様、本開示指標は S2 基準案の目的達成につながるとは 言い難く、S2 基準案からは削除することが適切と考える。

FN-IB-410a.3

➤ 投資銀行及び仲介活動に ESG 要因の統合を組み込むためのアプローチについての記述 (原文 P175) S2 基準案の開示目的を踏まえると、「投資銀行及び仲介活動に気候関連のリスク及び機会を組み込む ためのアプローチについての記述」に変更することが望ましい。

➤ par1.1 及び par1.2

本文書では、GSIAやPRIによる資産運用ビジネスに関わる取り組みが参照されているが、タクソノミーやICMA、PRB等も参照されるべきと考える。

par.4.2 及び par.6

BC 第 36 項に説明はあるものの、気候変動の基準書である S2 基準案の付録である以上、人材資本、水資源、サイバー・リスクに言及する必要はないと考える。

> par.5

開示目的の説明がないため、複数セクターや産業に広範囲に影響すると考える ESG トレンド、及び個別セクターや産業に固有のトレンドを決定する判断が困難である。つまり、付録 B には、何故示された開示が必要なのか、開示の目的は何なのかの説明が付されていないため、記載されている内容すべてを機械的に開示必須事項として捉えるしかなく、重要性以外に開示是非の判断の余地が無いように見えてしまう。このような基準設定よりも原則主義の基準書として、何故必要なのかを説明する開示目的から開示内容が導かれる記載にすべき。具体的には、開示目的を明確化し、開示項目についても「開示義務(shall disclose)」とするのではなく、参照できる形で作成者が利用できることが望ましい。なお、S1 基準案に従って重要性があるもののみ開示すると理解する一方で、特に FN-IB-410a.2 の par.5.2 が示すようなカバー範囲の指定(金額ベースで少なくともトップ 10 の産業、又はエクスポージャー金額全体の少なくとも 2%を占める産業)はないのか明らかにされたい。

● 移行リスクへのエクスポージャー (FN-IB-1 及び FN-IB-2)

質問 11(d)に回答の通り、「ファシリテーションに係る排出(facilitated emissions)」の算出基準はグローバルで議論の段階にあること、またビジネスライン毎の温室効果ガス排出(スコープ 1 排出、スコープ 2 排出及びスコープ 3 排出)の算出は困難であることから、開示案に賛成しない。

● FN-IB-000.C (原文 P175)

活動指標(Activity Metrics)上の「マーケット・メイキング取引(market making transactions)」については、約定した取引を集計するのが実務上の限度と考える。また、当該項目はサステナビリティに関するデータとは言えず、ESGの観点から開示の高度化に貢献するとは考えづらい。

(c) 賛成する (Broadly Agree)

(d) 投資銀行及び仲介(付録 B: B 18 巻)

投資家(イニシアティブを含む)の金融機関に対するスコープ 3 排出量の開示要請が高まっていると認識している。しかしながら、「ファシリテーションに係る排出(facilitated emissions)」の算出基準は金融向け炭素説明のためのパートナーシップ(Partnership for Carbon Accounting Financials: PCAF)の金融産業向けのグローバル GHG 説明及び報告基準(以下「PCAF 基準」という。)において議論の段階にあること、またビジネスライン毎の温室効果ガス排出(スコープ 1 排出、スコープ 2 排出及びスコープ 3 排出)の算出は困難であり、開示案に賛成しない。

「ファイナンスにかかる排出(financed emissions)」についても計算方法が不明確なものがある点を十分に 考慮し、十分な準備期間を設けるべきである。

(e) 回答対象外

(f) 賛成する(Broadly Agree)

(g) 賛成する (Broadly Agree)

(h) 賛成しない (Broadly Disagree)

首尾一貫した比較可能な開示とするため、PCAF基準の算出方法に基づくことに賛成する。PCAF基準の組み込みあるいは参照により、当該基準に基づくことを明記すべきであると考えるため、本提案に賛成しない。

(i) 回答対象外

(j) 賛成する(Broadly Agree)

気候関連のリスクは産業毎に傾向があることから、産業別要求事項を設定することには賛成する。また、 SASB スタンダードを出発点にすることにも賛成する。とは言え、SASB スタンダードの業種分類や開示トピック及び指標が国・法域の状況や企業の事業内容に適合しない場合も少なくないとみられ、産業別要求事項の最終化にはグローバルで時間をかけた丁寧な議論が必要と考える。

また、S2 基準案には気候関連以外の環境課題(水資源等)に関する開示要求が含まれ、特に産業別要求事項に多くみられる。気候関連のリスクが気候関連以外の様々なリスクと関連することは理解するが、今後基準開発

が進むと重複する恐れがある。S2 基準案作成の段階では質の高い気候関連開示をグローバルに浸透させることに焦点を絞り、気候関連のトピックに限定すべきである。

この他、多角化企業の業種選択のガイダンスの追加や、時の経過に応じて開示トピック及び指標の目的適合性が変化する可能性があり、今後の見直しのあり方についての検討も必要と考える。

(k) なし (No)

(1) あり (Yes)

SASB が開発した産業分類 (Sustainable Industry Classification System: SICS) は、米国の産業を想定して開発されたもので、グローバルのコンセンサスが取られたものではないと認識している。SASB スタンダードを基礎とし、グローバルに利用可能な産業分類について再検討を行う、あるいは各国・法域において産業分類の判断に迷わないよう、明確なガイダンスの開発を行うことが必要と考える。

質問12:コスト、便益及び可能性が高い影響

結論の根拠の BC46 項から BC48 項は、本公開草案の提案の適用により、コスト及び便益の適切なバランスを確保するための約束を示している。

- (a) 提案の適用により生じる可能性が高い便益及び適用により生じる可能性が高いコストについて、これらの 提案から生じる可能性が高い影響 (effects) を分析する上で ISSB が考慮すべきコメントはあるか。
- (b) 提案の継続的な適用に係るコストについて、ISSB が考慮すべきコメントはあるか。
- (c) 本公開草案に含まれる開示要求の中で、その情報の作成に関連するコストを便益が上回らないと思われる ものはあるか。その理由又はそうでない理由は何か。

回答対象外

質問 13:検証可能性及び強制可能性

本公開草案で提案されている開示要求の中で、監査人や規制当局が検証又は執行することが特に困難なもの (あるいは検証又は執行ができないもの) はあるか。課題となっている開示要求を識別している場合、その理由を説明されたい。

S2 基準案は、見積りと将来情報及びスコープ 3 排出等、監査や保証が難しい情報の開示を多く求めている。 信頼性のある情報開示を実現するためには、虚偽記載(法的責任)に関する免責条項(セーフ・ハーバー)の設 定や、監査・保証制度の整備について議論が必要である。ISSB は各法域の開示制度において開示可能な情報と なるよう、各法域の開示制度を考慮し、規制当局と連携して基準開発を進めるべきである。

質問 14: 発効日

- (a) 本公開草案の発効日は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」の 発効日よりも早くするべきか、遅くするべきか、それとも同じにするべきか。それはなぜか。
- (b) ISSB が発効日を設定する場合、最終基準公表後、どの程度の期間が必要か。本公開草案の提案を適用する 企業が必要とする準備について、具体的な情報を含めて、回答の理由を説明されたい。
- (c) 本公開草案に含まれる開示要求の一部について、企業が他の開示要求より早く適用することは可能だと考えるか(例えば、ガバナンスに関する開示要求が、企業の戦略のレジリエンスに関する開示要求よりも早く適用される可能性はあるか)。ある場合、どの要求事項が早く適用することができ、本公開草案中の要求事項の一部について、他の要求事項よりも早い時期に適用することを要求すべきと考えるか。

(a) 同じにすべき (The same as)

S2 基準案の適用にあたっては、S1 基準案に規定される目的や「全般的な特徴」(重要性、報告企業、報告の頻度等)等に基づき開示することになる。S1 基準案及び S2 基準案は一体化した基準であることから、同時施行が不可欠と考える。

(b) 回答対象外

(c) 早期適用は可能(Broadly Agree)

「ガバナンス」と「リスク管理」については、TCFD 提言の浸透により対応が比較的進んでいる開示要求であり、先行して適用することも可能と考える。

質問 15: デジタル報告

本公開草案の作成に関連して、タクソノミ及びデジタル報告の開発を促進するようなコメントや提案はあるか (例えば、デジタルでのタグ付けが困難な特定の開示要求など)

回答対象外

質問 16: グローバル・ベースライン

IFRS サステナビリティ開示基準は、一般目的財務報告の利用者が企業価値の評価を行えるようにするためのニーズを満たすことを意図しており、企業価値の評価のための包括的なグローバル・ベースラインを提供している。その他の利害関係者も、気候変動の影響(effects)に関心を持っている。それらのニーズは、規制当局や法域を含む、他者によって設定された要求事項によって満たされる可能性がある。ISSB は、そのような他者による要求事項が、IFRS サステナビリティ開示基準によって設定された包括的なグローバル・ベースラインの上に構築されることを意図している。

本公開草案の提案の中で、IFRS サステナビリティ開示基準がこのような形で利用されることを制限すると考えられる特定の諸側面はあるか。ある場合、それはどの側面で、それはなぜか。また、代わりに何を提案し、それはなぜか。

IFRS 財団が提示している「グローバル・ベースライン」の考え方に基づく基準開発に賛成する。ただし、IFRS サステナビリティ開示基準がグローバルに広く利用されるためには、以下 5 点の改善を要する。

(1) 原則主義

IFRS サステナビリティ開示基準が IFRS 会計基準のように全世界的に適用されることを志向するのであれば、S1 基準案及び S2 基準案の冒頭で原則主義のアプローチを採用することを明記した上で開示目的を設定し、開示要求の文言は必要最低限に留めるという原則主義に基づき、企業の判断による柔軟な開示を認めるべきである。なぜなら、「ビルディング・ブロック・アプローチ」においては、本基準は IOSCO 加盟各国の現地基準における最低限の開示要求を形成し、それに法域固有の開示要求を上乗せする仕組みとなっており、柔軟性を確保するほうが多くの法域において受け入れやすく適切と考える。

なお、原則主義に基づく基準とするが、多くの法域が受け入れ、かつ開示の質を高めていくためには、TCFD 提言のようにガイダンスの充実が不可欠と考える。

(2) 開示要求の修正

「ビルディング・ブロック・アプローチ」のもと、IOSCO 加盟各国の現地基準の最低限の開示要求事項として、多くの法域に受け入れられるためには、気候関連のリスク及び機会の識別(質問 3)、産業横断的指標(質問 9)及び産業別開示要求(質問 11)の回答の通り、開示要求事項の修正が必要である。

(3) 発効日の猶予(段階的適用)

作成者にとって新たな開示対応が発生する開示要求については、発効日を猶予し、段階的に開示の実現を図ることが適切と考える。具体的には、バリュー・チェーンに関する開示(質問 4)、移行計画とカーボン・オフセット(質問 5)、短期、中期及び長期の財務的影響(質問 6)、気候レジリエンス評価(質問 7)及びスコープ 3排出(質問 9)の回答を参照されたい。

なお、S2 基準案の産業別要求事項の最終化にはグローバルで時間をかけた議論が必要である。

(4) 適用対象企業の明確化

IASB は 2000 年の発足時に中小企業(SME)向け会計基準の問題を認識していたが、ISSB が作成する基準が「グローバル・ベースライン」としてグローバルに浸透していくためには、適用対象企業の明確化(中小企業向け基準と分けた基準開発等)が必要と考える。具体的には、IFRS の SME 会計基準には、SME とは「一般への説明責任を有しない事業体(entities that publish general purpose financial statements for external users

and do not have public accountability)」と定義されているが、SME は S1 基準案及び S2 基準案の適用対象外であることを明確化することで、SME 以外の企業が S1 基準案及び S2 基準案の適用対象であることを明らかにすべきである。

(5) 虚偽記載(法的責任)に関するセーフ・ハーバー及び監査・保証制度の整備

信頼性のある情報開示を実現するためには、見積りや将来情報及びスコープ 3 排出等の虚偽記載(法的責任)に関する免責条項(セーフ・ハーバー)の設定や、監査・保証制度の整備についての議論が必要である。ISSB は各法域の開示制度において開示可能な情報となるよう、各法域の開示制度を考慮し、規制当局と連携して基準開発を進めるべきである。

質問 17:その他のコメント

本公開草案で示された提案について、他にコメントはあるか。

回答対象外